

## 基盤地図情報の整備及び継続的更新のための仕組み作り

### —基盤地図情報の活用促進—

#### 1. 背景・目的

地理空間情報の活用推進を目的として、平成19年8月に地理空間情報活用推進基本法が施行され、さらに平成20年4月に地理空間情報活用推進基本計画(以下、「基本計画」という)が閣議決定された。基本計画では、「誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる地理空間情報高度活用社会の実現を目指す」としている。

地理空間情報の高度な活用のためには、基盤地図情報が効率的に整備、更新されなければならない。そのためには、基盤地図情報をはじめとした地理空間情報が円滑に提供・流通され、活用できる環境の整備が必要であり、一定の地域ごとに個々の地域の実情を踏まえ、産学官の関係者が連携する体制作りが効果的である。また、国や地方公共団体が保有する地理空間情報の流通・活用が促進されるよう、標準的なデータ取扱いルールを作成することが必要である。

#### 2. 事業の概要

基盤地図情報をはじめとした地理空間情報の円滑な提供・流通・活用を促進するため、地方測量部等を中心に産学官の関係者・有識者と連携した地理空間情報産学官連携協議会を開催し、活用における課題、連携方策等について検討する。また、基盤地図情報をはじめとした様々な地理空間情報がより流通・活用される環境を整備するため、政府が策定する地理空間情報の個人情報取扱い・二次利用の促進に関するガイドラインを踏まえ、国、地方公共団体が保有する測量成果等を提供する際の具体的なデータ取扱いルールについて、協議会の体制を活用してその運用も併せて検討し、とりまとめる。

#### 3. 平成23年度予算案額

国費 41百万円

#### 4. 事業の効果

国、地方公共団体等と産学の連携を強化し、基盤地図情報を「位置の基準」として整備された地理空間情報がひとつでも多く流通・活用されることで、行政の効率化・高度化をはじめとして地理空間情報高度活用社会の実現が図られる。さらに、情報発信サービスによる新産業や新サービスの創出、迅速・的確な災害対応やユニバーサル社会実現による利便性向上等に寄与する。

#### (問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省国土地理院

企画部	地理空間情報企画室長	田中 宏明	029-864-6938
	室長補佐	出口 智恵	029-864-6256

# 基盤地図情報の活用促進

## 基盤地図情報の効率的な整備・更新

基盤地図情報の更新情報の効率的な収集体制の確立

国と地方公共団体が密接に連携した取り組みが必要

国と地方公共団体の連携



- ・地域の実情に応じた産学官の関係者の連携体制の確立
- ・基盤地図情報の相互活用の課題等の解決策の検討

## 地理空間情報を活用できる環境整備

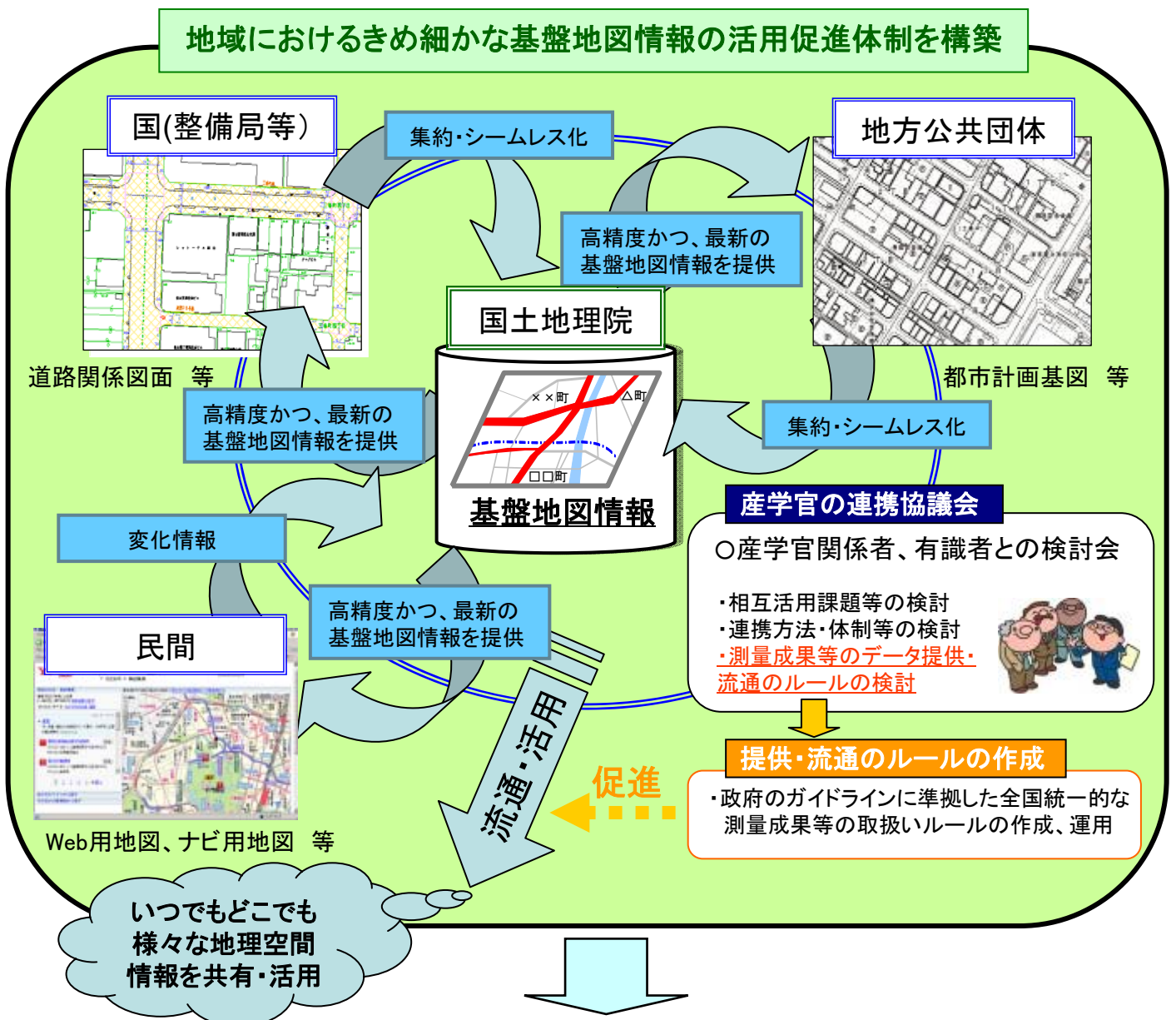
測量成果等の提供・流通のルール

政府の個人情報・知的財産権に関する取扱いのガイドラインに準拠した、全国統一的なルールが必要

- ・測量成果等の提供・流通のルールの作成
- ・全国的なルールの普及・定着

各地域での取り組み

## 地域におけるきめ細かな基盤地図情報の活用促進体制を構築



基盤地図情報をはじめとした測量成果等の相互活用促進  
行政の効率化をはじめとした地理空間情報高度活用社会の実現